

(7)やむをえず転入手続き前(入居予定)の場合

必要書類	備考
申立書	・所在地 ・家屋番号 ・家屋の住居表示 ・入居予定年月日 ・現在の家屋の処分方法等 ・入居が登記後になる理由 を記入

現住家屋を売却する場合	
①、②のいずれか	当該現住家屋を売却することが確認できるもの
①当該現住家屋の売買契約(予約)書	
②当該現住家屋の媒介契約書	
現在の住民票	申請者がその家屋に居住していることが確認できるもの

現住家屋を賃貸する場合	
①、②のいずれか	当該現住家屋を賃貸することが確認できるもの
①当該現住家屋の売買契約(予約)書	
②当該現住家屋の媒介契約書	
現在の住民票	申請者がその家屋に居住していることが確認できるもの

現住家屋が借家、借間、寄宿舍、寮等の場合	
①～③のいずれか	現住家屋が申請者の所有家屋ではないことが確認できるもの
①申請者と家主間の賃貸借契約書	
②使用許可証	
③家主の証明書	
現在の住民票	申請者がその家屋に居住していることが確認できるもの

※ 上記の必要書類は例ですので、転入手続き前に登記される場合は事前にご相談ください。

※ 申請者が単身赴任の場合は申立て内容を疎明する書類は必要ありません。

※ 虚偽の申請により証明書を発行したことが判明した場合には、交付された証明が取り消され税額の追徴を受けることがあります。